

山川興産株式会社（C）

昭和39年2月18日、興産セメント労働組合は山川興産株式会社に対し、セメント第二工場建設に関連して以下のような要求書を提出した。会社の計画によれば新セメント工場は同年6月中に第一号キルンの火入れを行ない、7月1日より営業運転を開始する予定であり、3月中には新工場の職制が発足することになっていた。

山川興産株式会社
取締役社長 山川正夫殿

興産セメント労働組合
組合長 吉沢 剛

要 求 書

山川興産株式会社第二工場建設については、組合としてもなんら協力を惜しむものではないが、今日のセメント産業の「運営、生産、操業」等の実態を考えた場合、我々は少なからず不安を感じるので、第二工場操業前に円満解決を計り、依って第一工場を始め第二工場の円滑な発展のため下記の事項を要求致します。

記

1. 第一工場の組合員及び家族の労働条件については従来慣行に従い全国セメント労働組合の水準の確保を計ること。
2. 第一工場の操業については三基運転とし、現在の作業体制を維持する。*
3. 石灰石増産に伴う採礦部門及び関連部門の要員並びに合理化については事前に組合と協議決定する。**
4. 第二工場の要員等については事前に組合と協議決定する。
5. 第二工場従業員の労働条件は第一工場の従業員と同等とする。

以 上

* 昭和29年の山川鉱業株式会社と興産セメント株式会社の合併時に、セメント工場の運転体制は三基運転にする旨の紳士協定が結ばれた。組合のねらいは雇用人員確保にあった。ただし適用は工場関係部門であって、採礦（工場に隣接する石灰石採掘）部門についてはなかった。

このケースは慶應義塾大学ビジネス・スクールにおける教育資料として用いるために、同スクールの石田英夫によって作成された。このケースは経営管理に関する適切な、あるいは不適切な処理を例示しようとするものではない。

ケース中の固有名詞は変装されている。ケース中の交渉議事録は会社側の記録に基づくものである。（昭和41年6月作成）

sample sample sample sample sam
** 新設の第二工場の原料石灰石の半分は第一工場の採礦部門から供給されることになっており、そのためにタテ坑によるベンチカット方式の導入が計画されていた。この採礦合理化により140人の採礦部門労働者の $\frac{1}{3}$ は余剰人員となることが見込まれていたが、事業所協議会を通じて、余剰人員は解雇しない、他部門の自然減耗を補充せずに採礦部門の余剰人員を配転する、という了解が組合との間に成立していた。

組合要求に対する会社回答は3月6日、春の賃金交渉の第二回目におこなわれた。

昭和39年3月6日午後3時～4時20分 於セメント第一工場会議室

会社側：藤田労務担当取締役、吉田労働部長その他本社労務スタッフ3名および大田セメント工場長、橋本、井川工場各副長、工場労務課長、その他スタッフ2名

組合側：吉沢組合長、小尾副組合長、大川書記長以下執行委員8名

賃金引上げに関する第一回会社回答が行なわれたあとで、第二工場建設に関する要求書の内容について組合側の説明が行なわれた。

組合：第1項、労働条件の維持はぜひともやってもらわねばならない。これは昭和29年の合併の場合と同様の気持であり、第二工場の建設に伴なって少なからぬ不安を感じているので、ぜひとも労働条件を維持するということを保障していただきたいのである。

第2項は第一工場における基本的操業の構えは三基運転であり、人員構成もこれに基づいたものである。しかしながら経営にはなんといっても利潤追求の本質があり、第一工場、第二工場両方の生産に関するデータが出そろった場合、それに基づく理由によって、第一工場の基本的な操業体制をくずされては困るので、ぜひとも維持してもらわねばならない。

第3項、第一工場の原石供給については先程の事業所協議会で会社の大体の考え方はきいている。買石のみに頼ることにはもちろん不安が伴なりし、第一工場からも原石を供給することになっている。また昭和41年半ばには石灰石増産態勢を確立するということであり、労働条件に関する問題は採礦部門のみにとどまらず、当然これに関連する他部門にも及んでくるものと考えられる。そこでこれらの労働条件に関する問題についても各部門別に個々の数字をあげて今後交渉をしてゆきたいと考えている。

第4項は第二工場の要員の問題である。当社における窯業、石炭両部門に関して、当組合の考え方は次の通りである。すなわち当組合は第二工場の要員に関し、窯業部門の代表として会社と話し合いを進める権利がある。また操業途中いかなる時点においても人員構成がどのようであるかということを知る権利があると考えている。「だれをやれ、あるいはやるな」とまではいわないが、少なくとも知る権利があるので事前に話し合いたい。

第5項の要求については、第1項ならびに第4項の要求趣旨とも関連があるが、当方は第二工場の従業員は窯業部門の労働者とみているので、同等の労働条件を適用していただきたい。それは例えば第二工場の焼成工が第一工場のそれとすべて同一条件でなければならないといっているのではなく、要は両工場の労働者が同等の労働条件で働くべきであると考えているものである。

以上5項目の要求について今後話し合いを続けてゆきたい。会社も真向から「反対だ」ということもなからうと考えている。組合運動は大衆の意志にしたがってやっているものであり、我々としても何らかの取り決めがなければ不安があるわけだ。

会社：問題は極めて広範囲のようだ。4項と5項については現実処理の問題であり、本日お答えする。4項の第二工場の要員は産炭地振興のための石炭の代替切羽であるという当初の方針通り石炭部門より配置替えをする。5項については将来第二工場の労働者を代表する者と交渉することが労働常識である。

組合：5項に関する当方の基本的な考え方は先に述べた通りである。資本、経営、労働の三権の問題で、我々には労働側の権利がある。そのうちに会社にも解っていただけたらと思うので即決せずに今後話し合ってゆくこととしよう。

会社：これは貴方の労働権の範囲外のことである。

組合：交渉の進め方だが、当方は今次春闘の情勢を判断して賃上げ妥結時点はどうみても5月半ばになると考えられるので、第二工場問題は賃上げと切離して片づけたらと思っている。

会社：賃上げより早く片づけたらということか。

組合：その通りである。現地の建設状況は6月半ばに火入れ、7月1日には営業運転に入るもようだ。できれば4月いっぱい解決したい。

会社：第二工場問題について交渉をどうするかということは現地との話し合いも要る。 10

組合：さほどむずかしい問題ではないと考えているが。

会社：大きな問題である。

組合：4項の要求については、炭坑の者を使うことに反対はしていない。第一工場からの配置換えがありうる場合もある。要は話し合おうということである。5項は第一工場の労働条件を第二工場にも一般的に適用してほしいということである。 15

会社：話し合うこと自体に問題があるのだ。

組合：経営のみの問題で、一切労働の問題ではないといわれるのか。当方はそうではないと考えている。労働の基盤は経営であり、不安があれば当然話し合ってもらわねばならない。法律もそうである。

会社：法はそうではない。これは自明のことだ。これだけは即答しておく。

組合：まあ、交渉時期の問題を含めて検討をお願いする。 20

賃金交渉と分離して行なわれることになった第二工場問題に関する第一回の団体交渉は、3月12日午後3時50分から5時15分まで、前回と同じ会場において、労使とも同じメンバーで開かれた。

会社：前回の交渉で要求5項目の骨子について貴方より説明があったが、本日は次の二点についてお聞きしたい。

1. 第1項の家族の労働条件とはどんなことか。 25

2. 第3項については従来ことあるごとに事業所協議会で話し合ってきたが、今回殊更この問題を取り上げたことについて疑問をもっている。

組合：第一点について。雇用者からすれば組合員とその家族と分けた方がよいと思うが、我々労働者の立場にたつた場合は当然家族を含めてあらゆるものを考えるのである。

会社：具体的にいえば主として福利厚生関係のことを指すのか。 30

組合：そう解釈されてよい。労働者の立場からは生きていくことも含まれる。これは昭和29年の合併時に論議された事項である。第二点について、なるほど石灰石採掘について事業所協議会で説明をうけている。しかし、ベンチ・カット方式の採用は第二工場建設を契機として考えられた問題であるから、この際他の第二工場関係の問題と一気に解決しておくことが双方にとってよいと考えたからである。

会社：どんな問題について話し合うということを取り決めるのか。 35

組合：他社で事前協議制を協定しているところがあるが、これと我々の考え方は若干違ふ。第二工場建設に伴ない、いま具体的に解っている問題について話し合いたいのである。要求書の前文にも書いてあるように、将来に不安があるので、この不安を取り除いてもらいたいのである。

会社：企業は生きものであり紆余曲折することがあるので将来のことは今はいえない。

組合：第二工場ができて我々の労働条件が悪くなるとは考えられないのに、何故不安を感じるのかその原因を究明してもらいたい。

会社：具体的な事項についてその都度協議することは従来と変わらない。なお第4, 5項についての考え方は前回申し上げた通りである。

組合：N社とT社の関係と違い、第二工場は同一資本・同一経営である。社長はセメントは同じだといわれているが、取扱い方が第一工場と第二工場で違うのは何故か。取扱いを別にせねばならない理由はどこにあるのか。

会社：社長の話を余りに機械的にとっているようである。第二工場は石灰部門と区別する意味で、いわば仕訳をすれば窯業部門であるということである。セメント各社の中でも当社の第一工場-第二工場のような形をとっているところもある。しかも第二工場の場合は産炭地振興法に基づき建設しているという前提がある。

組合：第二工場をつくることによって非常な危険にさらされているとした場合には營々と働き会社に貢献してきた我々にも意見なり勧告なりをする権利があると思うが、この点についての考え方を聞きたい。

会社：従業員としてそれぞれの機構を通じて意見具申することはありうる。労使協議会に関する協約があれば経営上の問題について組合と接触することができるが……。*

組合：個々の（従業員の）立場であればよいが、組合ということになれば別設の定めがないとダメだという考えには問題がある。つきに第4, 第5項についてどう考えているのか。

会社：第二工場役員については石灰部門から配転するので、第一工場とは関係がない。従ってここでの話し合いの対象外である。

組合：我々は大いに関係があると考えている。需給の関係で、第二工場の完成後、第一工場がどうなるのか。例えば第二工場の（製品）コストが1,300円、第一工場のコストが2,400円となった場合おのずから出てくる問題がある。そういう実態が現われてしまえば我々には間にあわない。どんな経営実態をつくろうとしているのか前もって知っておく必要がある。これを経営権の侵害だというのはおかしい。

会社：実態については当事者からなり、事業所協議会なりで聞かれたらよいと思う。

組合：単に結果だけを知りたいといっていない。構想についても知りたいのである。

会社：そんな事項について貴方に知らせねばならないという約束をするのは問題がある。

組合：第4, 5項については第一工場には関係がないので話し合う必要がないというが、何かまずい点があるのでそういっているのではないか。

会社：第二工場と貴方が全然無関係だとはいいがたいが、今日では経営権と労働権の範囲について一応の常識が生まれており、この常識に基づいて接触せねばならないと考えている。第5項については将来結成される第二工場の組合と話し合っ取り決める事項であり、貴方に関心のあることだからといって全部話し合いをすべきであると主張するのはおかしい。

組合：第4項についての考え方は全く対立しているようだ。第5項についての我々の考え方は、同一企業内の今から漸く動こうとしている同じセメント労働者のために、我々が要求を起こしてやるべきであるということである。第4, 第5項は当然議題にすべきであり、話し合う権利を我々も持っていると理解している。

会社：それは第二工場を含めての労使関係を紛糾させることになる。

*昭和29年の合併以来労働協約は未締結のままであった。事業所協議会は従来から賃金・ボーナス以外の問題について組合と現地工場管理者の間で開かれていたが、賃金問題以外の現地の問題も団体交渉に直接もちこまれる傾向があり、事業所協議会の機能は限定されていた。（山川興産株式会社(A)ケース参照）

組合：我々は第二工場従業員のための話し合いの窓口であると考えている。第4、第5項についての会社の考え方はわかった。

第1項についてはあれで大体よろしいとの印象をうけたが……。

会社：辞句についてお聞きしただけである。将来にわたる事項なので充分検討せねばならない。

組合：全般的な質疑は大体終わったようである。今後は個々の問題について話し合わねばならないが、その方法として小委員会をつくる考えはないか。 5

会社：具体的な問題は小委員会におろし、その構成等については現地で話し合うこととしたい。

組合：その点については検討する。

以上で当日の交渉を終り、以後小委員会で話し合いが行なわれることになった。

10

第二工場問題に関する小委員会の第一回会合は3月25日に開かれた。出席者は会社側は本社吉田労働部長以下3名、およびセメント工場橋本副長以下3名、組合側は吉沢組合長以下3役、執行委員数名であった。第二回以降も構成メンバーはほぼ同様であった。第一回は小委員会の議事の進め方について話し合いが行なわれた。

第二回小委員会は4月1日に開かれ、組合要求の第1項について、組合は「一般従業員が不安感を抱いているので、これを除去するために是非協定化してもらいたい」と要望したが、会社は協定化の必要を認めなかった。 15

第三回小委員会は4月6日に開催され、組合は「今まででも二基運転したこともあったが、今後は第二工場の影響によって二基運転することが考えられるので、第二工場の影響による二基運転は認めない、現在の三基運転の人員配置を維持することを約束してもらいたい」と要望した。

4月15日に開かれた第四回小委員会において、組合は第3項については通常の事業所協議会で話し合うことに同意し、第4項については「第二工場に組合が出来れば第一工場の組合が第二工場のことについて云々すべきでない」と理解しているが、現在ではまだ出来ていないので約束してもらいたい」と要請した。会社は「第二工場が出来たからといって第一工場をどうするということもない」から、この問題を協議する必要はないと答えた。 20

第五回小委員会は5月5日に開かれ、第4、第5項について論議された。組合は「合理化に対しては絶対反対とはいわないが、一方的な合理化には反対である。要員については第一工場でキルンに10人配置されているから第二工場も必ず10人にせよとはいわない。それぞれ能率が加味されたものであってもよい。また石炭部門から要員を配転してよいが、要は第二工場が建設されることによって我々の労働条件が低下する不安があるので解消してほしい」とのべた。会社は「石炭部門では合理化によって余剰人員が出るので、石炭の代替切羽に石炭の人を配転するのであって、労働条件については石炭に残る人との関係で石炭のものにせざるを得ない。また第二工場の労働条件がこうだからといって、直ちに第一工場がどうだということにはならない。第二工場の要員問題について貴方と話し合うのは一般常識からいっておかしい」と答えた。 25 30

第二工場問題に関する第二回団体交渉は5月5日午後3時40分から6時50分まで、第一工場会議室で開催された。

組合：今まで数回にわたって小委員会で話し合ってきたが、これまでの話し合いの中で確認できる事項はここで確認し、引続き小委員会で話し合った方がよい事項は小委員会に下ろすことにしたい。 35

会社：小委員会での論議、主張をここで確認するのか。

組合：小委員会で一応全部について論議を行なったが、その内容については双方それぞれの立場からの主張に終わった点もあったし、また論議は終わっていないので、今までの論議を振り返って見ないと問題がある。しかし会社側にこれについてまとめたものがあれば出してもらいたい。

会社：それでは当方の見解を只今から申し上げる。要求書第1項については従来通りセメント業界の水準の維持に努力するが、具体的な事項についてはその都度協議してゆきたい。

第2項については、当面現行体制を変更する予定はないが、将来のことについては複雑な経済要因を伴なう問題であるから事前に約束はしきれないが、もし必要が生じた場合はその時点で協議してゆきたい。

第3項については、すでに事業所協議会で協議されているので、今後も引続き事業所協議会で話し合いを進めてゆきたい。

5

第4項については、今回の第二工場要員は石炭産業の合理化に基づき、石炭の従業員を配転せねばならないので、山川労連と協議するを適当とするが、将来石炭部門の合理化が終了し、第一工場工員を配転する必要がある場合には貴方と協議する。

第5項については、第二工場の従業員の代表または従業員の組織する組合と協議すべき事項であって貴方と協議するのは適当でない。要約すれば以上の通りである。

10

組合：これは会社が今まで主張していたことであって、我々の意見は全然入っていない。第1項についてはセメント産業であれば当然全国セメント労連水準を維持すべきであって、「具体的な事項……」を省いた表現でよいと考える。第2項については我々はもう少し味のあることを申し上げたはずである。将来二基運転のことがあってもよいが、その原因が第二工場にあれば我々は断わる。

15

会社：将来のことを規定するには、種々の経済要因の変化があるかも知れないので、非常に用心した歯切れの悪いことかもしれないが、こうしか申し上げられない。

組合：経済要因とは何か。

会社：需要供給の関係、一般市場、日本の経済状態の変化も含まれる。

組合：炭坑のような経済要因であれば止むをえないが、会社には何か他のものがあるようにとれる。第二工場の影響はもってこないといえないか。

20

会社：第二工場の影響かどうかは話し合いの中ででてくると思う。もちろん当面は現行のものを変更する予定はない。

組合：第3項については、今後も今まで通り事業所協議会で話し合えばよいとのことだが、我々は会議の「場」を求めたのではない。石灰石増産に伴う基本的な問題を事前に協議決定することを要求しているのである。第4、第5項については、基本的に対立している。法律的事実だけでふれたくないのか、それとも我々と協議するのがイヤなのか。

25

会社：第二工場発生の由来から考えて山川労連と話し合うのが常識であり、貴方と話し合うのは問題を複雑にするばかりである。

組合：誰を第二工場に配転するかについては何もいっていない。今までひとつしかなかった窯業部門の我々としては、同じ窯業部門として新しくできる第二工場の要員、たとえばキルンに何名配置するか等の問題について当然話し合うべきであると考えます。また第5項については、我々と全く同じものにせよとはいわない。セメント産業の労働者としての労働条件を考えてもらいたい。産炭地振興法がどうのこうのとたびたび云々されるが、われわれにはあまりピンとこない。この法律があるうちは、結局は経営の力一会社、組合の力がなければ第二工場は出来なかったと思う。かりに石炭がなかったとしての拡張を考えた場合はどうなるのか。たまたま石炭がからんだために第4、第5項については冷たい回答が出されているようだが。

30

会社：産炭地振興法に基づいて建設しているため、資金、用地、要員等について有利に処理されているのが現実の姿である。

35

組合：この法律に基づけば必ず石炭の人を配転させねばならないのか。

- 会社：石炭の合理化で人が余っているのに、この人達を何とか就職させたいという現実の労働問題を解決するにはこれが一番よい方法である。
- 組合：道義的な問題としてその点はわかるが、採用の方法としては「第一工場より第二工場へ、石炭より第一工場へ」という方法も考えられるが、「石炭より第二工場」となった利点は何か。
- 会社：それが一番スムーズにいく方法である。 5
- 組合：29年の合併時に石炭との交流はイヤゼといったが、第二工場は同じ窯業部門であるから交流してもよい。
- 会社：現在の石炭産業の事情から、当面は石炭より配転するが、将来のことについては貴方と話し合いと申し上げている。経営者としては石炭であろうが、セメントであろうが、従業員とは他人ではない。
- 組合：第二工場の労働条件を石炭ベースできめたのは、我々にとっては迷惑千万である。
- 会社：それはどういうことか。 10
- 組合：我々は引き上げてもらいたい気持をかねてからもっているが、第二工場が低いと引き下げられるおそれがある。
- 会社：そんな考え方に立てば、問題は他にもたくさんある。万一そんなことがあれば、貴方には防止手段があるのだから、その時点ではね返せばよいことである。
- 組合：産炭地振興法に基づけば、万事スムーズにいくといっているが、どうも納得できない。事業計画書を発表してもらえば、我々の心配もなくなると思うので、できれば次回の交渉でみせてもらいたい。
- 会社：事業計画書ではアウトラインだけしかわからないと思う。これを出さなくても、その実態はあるのだから、資料に基づいて説明してもよい。
- 組合：社長はセメントは一本だといわれたが、現実の形は二本立てとなっているが。
- 会社：それは石炭部門でなく、窯業部門であるという、いわば仕訳の意味で申し上げたのである。 20
- 組合：第二工場は山川労連の窯業部門と考えてよいか。
- 会社：山川興産の窯業部門である。第一工場についても同様である。
- 組合：第5項については、同一資本の同一部門のことについて、我々は意見を述べる資格があると考えている。
- 会社：長年の経験から個人的に先輩として意見をだすなら別だが、第二工場の労働条件の決定について貴方と話し合うのは問題を複雑にするだけである。 25
- 組合：Mセメントの場合、石炭の人は年功を打ち切って新規採用しているのに、当社は年功を引継いで配転しているが、その点についての考えはどうか。
- 会社：これは山川労連と話し合って決めたのである。当社の慣行としては、従前から事業所間の配転には年功を引継いでおり、今回についても同様の取扱いをして別に弊害はない。
- 組合：セメント工場の人員配置については、山川労連は理解が困難であろうし、同じセメント部門の従業員である我々と話し合った方がよいのではないか。 30
- 会社：それはおかしい。一事業所だけの問題なら、その事業所の組合と話し合いが、二以上の事業所にまたがる問題は山川労連と話し合ってきている。この考え方は第二工場についても変わらない。また要員について、山川労連側に不安があれば、貴方にききにくるはずである。
- 組合：組合法のことはぬきにしても、我々が第二工場のことを話すのはおかしいか。 35
- 会社：代表権をもたないものと話し合っただけで、どんな意味があるのか。現実的に何か問題が起きたときそれを防止することを考えればよいのであって、たとえば第二組合がきた場合を仮定して団体交渉をもったというような例はまだ聞いたことがない。当方としては経営の将来の機動性をしぼりながら、組合の迂遠な心配に何故答えないければならないのかといたいところである。

組合：話し合った方が将来よいのではないか。

会社：単なる意見であればきいてもよいが、貴方の考え方はそんなことではないと思う。

組合：第4, 第5項については、単純な理くつである。

会社：そうであれば、現地の人と話し合った統一意見を出してもらいたい。

組合：第二工場の火入れが近づいているので、今後の日程については、事務折衝で話し合いたい。

5

第六回小委員会は5月22日に開かれた。組合は「第二工場の操業が近く始まるが、第二工場は我々の労働条件と関係があるので、我々と話し合ひのは当然である。その方法として、定期的に第二工場を含めた窯業部門全般の生産計画等について協議することはできないか」と申し入れたが、会社は「第二工場のことについては一切組合に教えないとはいっていない。しかしこれは協議すべき事項ではない。第二工場について知りたければ従来からある窓口を利用すればよい」と主張した。

10

そして会社は次の如き最終案を口頭で提案した。

1. セメント第一工場工員の労働条件については従来への慣行に従いセメント産業の水準を維持するよう双方において努力するものとする。
2. セメント第一工場の操業については当面三基運転の作業体制を維持するが、将来もし変更の必要が生じた場合には協議する。
3. 石灰石増産に伴う採礦部門及び関連部門の要員並びに合理化については事前に協議する。
4. セメント第一工場工員を第二工場に配転する必要がある場合には協議する。

15

第二工場問題に関する第三回団体交渉は6月11日午後2時より2時20分まで開かれた。第六回小委員会における会社の口頭回答について、組合は第1項の「双方において」および第2項の「当面」を削除することを要求した。また第4項について組合は「具体的に配転する必要がある時に話し合ひこととし、覚書からはずしてもらいたい」と第4項の削除を求めた。

20

会社は第2項および第4項に関する組合要求を受け入れた。

25

昭和39年6月21日、山川興産株式会社セメント第二工場の第一号キルンの火入れが行われた。

第二工場問題に関する最終団体交渉は7月1日午後3時10分より20分まで開かれた。

組合は「第三回交渉において示された最終回答を機関にはかった結果、妥結することになった。しかし今日の交渉内容について充分理解し今後その点を生かし双方の信義の上にならなければならない」とのべ、覚書が取交わされた。

30

ケース・ライターは昭和40年春に現地を訪れ、第二工場問題に関する団体交渉が新工場稼働よりはるか以前には開かれずに、1号キルン火入れの4カ月前にならなくなったのは何故かとたずねた。また吉沢組合長が「第二工場問題は(昭和29年の)合併問題にも勝るとも劣らない重大な問題で……もしも了解点に達しなければ大争議がおこることになる……」と昭和38年4月にケース・ライターに語っていたことを指摘した。(山川興産株式会社(B) ケース参照)

35

これに対して会社のある労務担当者は大略以下のような見解をのべた。

昭和39年2月まで交渉がもたれなかったのは、会社の方からあえて組合をつつくようなことをしないし、組

覚 書

山川興産株式会社と興産セメント労働組合とは第二工場建設に伴ない下記の通り諒解し本覚書を取交わす。

記

1. セメント第一工場工員の労働条件については従来への慣行に従いセメント業界の水準を維持するよう双方において努力するものとする。
2. セメント第一工場の操業については三基運転の作業体制を維持するが、将来もし変更の必要が生じた場合には協議する。
3. 石灰石増産に伴ない採礦部門及び関連部門の要員並びに合理化については事前に協議する。

昭和39年7月1日

山川興産株式会社

取締役 藤田 五郎

興産セメント労働組合

組合長 吉沢 剛

合としても早急に問題に取り組みなかつたのだと思われる。ただ3月になれば第二工場が職制として発足する 20
ことになっていたので、それを機会にこの問題をもちだしたものだと思われる……。

組合幹部が第二工場問題の重要性を組合員に訴え、会社と団体交渉を行なっても、組合員がついていかなか 25
ったようだ。第一工場の従業員にとって“山向うの”第二工場のことは自分たちに直接関係ないことと感ぜられ、ストナイキなどやる気がしなかつたのだろう。第二工場問題でのストライキには大義名分がない、やればストの無駄打ちである。要するに一般組合員の盛り上りがなかつたといえよう……。

当時、第一工場の副長として、現地の労務を担当していた現本社労働部長橋本氏はつぎのように語っている。 30
「工場における労使間の非公式論議の段階から、会社側は、組合がもしもこの問題でストをやる気なら、それを受けてたって、とことんまで決着をつまる、という毅然たる態度をはっきり示しておきました。

セメント第一工場に過剰人員があることはだれのめにも明らかでしたし、もしストがおこったら、単に第一工 30
場の問題にとどまらず、第一工場の人員整理にまで問題をもっていつて、決着をつける覚悟でした。

こういう会社側の気構えは自然に相手側に伝わるものです。

平組合員の間には、第二工場問題について強い空気はありませんでしたし、こちらの態度を明確にしてあつ 30
たので、組合側は交渉の初めから、それ以前とはちがって迫力を欠いていましたね……。」

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

不 許 複 製

慶應義塾大学ビジネス・スクール

Contents Works Inc.